

日之影町農業委員会 第15回総会

開催日時 : 令和6年10月29日(火) 午前9時開会

開催場所 : 役場 防災会議室

出席委員 : 甲斐 幹男 松本 貴美子 今村 浩二三 穂積 ミサ子
 山本 英二 矢通 広信 佐藤 陽子 一水 秀樹
 榊田 隆盛 甲斐 直 高岡 光美 押方 徹
 中川 今朝久 甲斐 秀人 大村 直登

欠席委員 : 工藤 昭一

議事日程 : ① 議案第48号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

② 議案第49号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

③ 議案第50号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

④ 議案第51号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑤ 議案第52号

「農地法第3条の規定による許可申請について」

⑥ 議案第53号

「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

⑥ 議案第54号

「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議長	<p>これから日之影町農業委員会総会を開会します。 本日、お願いします審議は、議事日程のとおりであります。 はじめに、議事録署名委員を指名します。 4番 穂積 ミサ子 委員、6番 山本 英二 委員 お願いします。 それでは、これより審議に入ります。</p>
議長	<p>議案第48号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案第48号朗読・説明)
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>申請場所は〇〇になり、高速道路に面したところになります。 申請地には栗が植えてあるところがあり、今後は植えていない所にも植えていかれる ようです。〇〇さんは、〇〇の出身で、現在は〇〇で〇〇を経営されています。〇〇さん は〇〇にお住まいで、栗を栽培されています。元々は荒れていましたが、〇〇さんが 今後は管理をされていくようです。売買価格は20万円になります。</p>
議長	<p>以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。</p>
	<p>質疑はありませんか。 (質疑なしの声)</p>
	<p>これで質疑を打ち切ります。 これより採決します。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」 申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>ありがとうございます。全員賛成です。 よって、議案第48号は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
	<p>次に、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 本案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	(議案第49号朗読・説明)
議長	<p>以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。</p>
担当委員	<p>現地については、事務局と10月16日に確認しました。 譲渡人の〇〇さんは、〇〇にお住まいの83歳です。 譲受人の〇〇さんは57歳、〇〇にお住まいで、〇〇さんの息子さんになります。 場所は、〇〇から〇〇集落に抜ける道路沿いのところになります。 今回、〇〇さんから息子さんの〇〇さんに贈与することとなったようです、申請地 には水稻等が作付けされてありました。 ご審議をお願いします。</p>

委員 現在、〇〇さんの自宅は空き家ですか。

担当委員 2年前までは住まれていましたが、現在は空き家です。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第49号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第50号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と10月16日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは、〇〇にお住まいの84歳です。
譲受人の〇〇さんは83歳で同じく〇〇にお住まいです。
場所は、〇〇の横になります。
以前より〇〇さんが耕作しており、今回所有権移転登記をすることになったようです。
売買金額は50万円になります。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第50号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第50号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

(議案第51号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と10月15日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは、43歳で〇〇にお住まいです。
譲受人の〇〇さんは〇〇にお住まいの68歳で、〇〇さんのおじさんになります。
場所は、〇〇から奥に入ったところになります。
以前より〇〇さんが管理をされており、今回の贈与の話になったようです。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」
申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第51号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明を求めます。

(議案第52号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と10月16日に確認しました。
譲渡人の〇〇さんは、76歳で〇〇にお住まいです。
譲受人の〇〇さんは、74歳で同じく〇〇にお住まいで、主に水稻、果樹を栽培されています。
場所は、〇〇さんの自宅のすぐ横になります。
以前より〇〇さんが管理をされており、今回の贈与の話になったようです。
ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。
これより採決します。議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」

申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第52号は、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第53号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。本日は担当委員が欠席のため事務局より説明をお願いします。

事務局 説明いたします。

現地については、事務局と10月16日に確認しました。

申請者の〇〇さんは36歳で〇〇にお住まいです。

場所は〇〇さん自宅の目の前になります。

〇〇さんが2世帯住宅の建設を計画にしており、県の崖地条例を遵守するための転用申請になります。工事の途中で申請地が農地としり、顛末書を添付しての申請のようです。

ご審議をお願いします。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第53号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第53号は、申請のとおり承認することに決定しました。

次に、議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

本案について、事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第54号朗読・説明)

議長 以上で、事務局の説明は終わりました。続いて、担当委員の説明をお願いします。

担当委員 現地については、事務局と10月16日に確認しました。

譲渡人の〇〇さんは69歳、〇〇にお住まいです。息子夫婦と暮らしており、現在親牛が9頭、子を3頭飼育しているようです。また、農閑期には建設業に従事しているようです。

場所は、〇〇になります。

〇〇の事務所への進入路が狭小のため見通しが悪く改良の必要があったため工事を行ったようです。その後、申請地が農地としり、今回の申請になったようです。

ご審議をお願いします。

議長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。挙手をしてご意見を出して下さい。

委員 工事の前の写真がありますか。

事務局 あります。

他に質疑はありませんか。
(質疑なしの声)

これで質疑を打ち切ります。

これより採決します。議案第54号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」申請のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第54号は、申請のとおり承認することに決定しました。

議長 以上で、本日予定しておりました審議は全て終了しました。第15回の農業委員会総会を終了します。お疲れ様でした。ありがとうございました。